

仕 様 書

1. 業務の名称

令和4年度弥生町地区防災まちづくり推進方策検討支援業務

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月10日まで

3. 対象地区

中野区弥生町三丁目及び一丁目、二丁目の各一部（別図参照）

4. 業務の目的

当地区は、東京都による「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化推進特定整備地区の指定を契機に中野区は、効果的、集中的な防災まちづくりの推進を図るため、「弥生町三丁目周辺地区防災まちづくり事業計画」（以下、事業計画）を平成26年3月に策定したところである。

事業計画では、地区内の行き止まり道路や接道不良敷地について、避難経路を確保し、建物の建替えを促進することによって、防災性の向上を図り、対象街区の条件や権利者意向等を踏まえ、道路の新設や敷地の集約化等の手法によりその解消に向けた取り組みを行うこととしている。

本業務は、中野区が取り組む防災まちづくりの更なる推進を目的に、行き止まり道路や接道不良敷地の解消を進めるため、道路整備や区画整理事業等の事業化に向けた検討の補助等を行うものである。

5. 業務の内容

（1）現況調査、課題等の整理

- ・ 過年度検討資料、上位関連計画等の確認、整理
- ・ 現地踏査の実施、課題等の抽出
- ・ 検討内容の確認（打合せ）、報告書の作成等

（2）弥生町3-20番街区における接道不良敷地の解消方策の検討補助

- ・ 機構保有地を活用した区画整理手法による市街地整備パターンの提案（3案程度）
- ・ 上記解消方策における事業フレーム（概算事業費等）の検討補助
- ・ 上記解消方策における事業推進上の課題等の整理

（3）弥生町1-50番街区における接道不良敷地の解消方策の検討補助

- ・ 地区の現況や過年度調査内容を踏まえた接道不良敷地の解消方策の提案（3案程度）
- ・ 上記解消方策における事業化モデル（1案程度）の検討補助
- ・ 上記解消方策における事業推進上の課題等の整理

（4）関係者協議支援（4回程度）

- ・ 関係者協議における協議資料の作成
- ・ 関係者協議への同席及び議事録の作成

6. 特記事項

(1) 本業務に必要なとなる業務量(人・日)については、下表を参考とする。

業務内容		業務量 (人・日)	備考
(1)	現況調査、課題等の整理	13.5人・日	
(2)	弥生町3-20番街区における接道不良敷地の解消方策の検討補助	27.0人・日	
(3)	弥生町1-50番街区における接道不良敷地の解消方策の検討補助	7.5人・日	
(4)	関係者協議支援(4回程度)	18.0人・日	

(2) 提出する成果品

ア 報告書(A4版) 製本6部、

イ 報告書の電子データ一式

ウ その他、本業務で入手した資料一式

※データ形式については、原則として、ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかの編集可能なもので作成すること。

※報告書用紙については、グリーン購入法に基づく基本方針(令和4年2月版)の判断の基準(「22-2印刷」の基準等参照)を満たしていること。

また、その旨を下記例のように裏表紙等に明記すること。

例)

<p>○本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく基本方針判断の基準と満たす紙を使用しています。</p> <p>○リサイクル適性の表示: 紙へリサイクル可</p> <p>本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。</p>

(3) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度機構指示者と協議すること。

(5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以上

